

## 工業用水の大阪府営水道（上水道）への転用について

平成15年3月23日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

近畿地方整備局の「説明資料（第1稿）」において工業用水の用途転用が記されていますが（p、22）、私達の最近の調査などで、これに関連する幾つかの事実が明らかになりましたので、以下にご紹介します。

### A、大阪臨海工業用水道について

- 1) 大阪府水道部は、大阪府知事の諮問により昨年から開催されている「大阪府水道事業懇話会」の意見を聞いて、昨年12月に「大阪府水道事業将来構想」（素案）を作成しているが、この中で、平成16年3月に解散される予定の「大阪臨海工業用水道企業団」が淀川に対して持っている水利権（12万m<sup>3</sup>/日）の大阪府営水道（上水道）への転用を図るとしていること。→（添付資料p、4～6）
- 2) それどころか、この転用に当って大阪府が負担する約60億円の支出が、既に大阪府の平成15年度予算に計上されており、この件は決定事項となっていること。  
→（添付資料p、7～8）
- 3) 大阪府の昨年9月定例会の「企業水道常任委員会」でもこの問題は審議されており、その中で府水道部は、この12万m<sup>3</sup>については  
“淀川における水資源開発の中で、上水道の方へ転用を図っていきたい”  
と答弁していること。→（添付資料p、14）
- 4) これらの事実の概要について日本経済新聞が既に今年1月28日に新聞報道していること。→（添付資料p、3）

### B、大阪府営工業用水道について

- 1) 大阪府営工業用水道の余剰水利権についても、前述の「大阪府水道事業将来構想」（素案）に次のように書かれています。  
“府営工業用水道の一部の水利権などについても府営水道への転用が図られるよう、国をはじめとする関係機関との協議を進めていく必要がある”  
→（添付資料p、5）
- 2) 前述の「企業水道常任委員会」でもこの問題について審議されており、そこでの府水道部の答弁からしてその余剰水利権量は25万m<sup>3</sup>程度と考えられること。

→ (添付資料 p、12)

- 3) 現在、大阪府営工業用水道が持っている水利権は全て淀川についてのものですから、この用途転用は淀川水系での大阪府の水資源開発計画に直結すると考えられること。

以上の事実を纏めますと、  
大阪府営水道（上水道）が

- 1) 大阪臨海工業用水道から取得決定している水利権 = 120,000m<sup>3</sup>  
2) 「大阪府水道事業将来計画」(素案)に従って大阪府営工業用水道から用途転用を図ることになる水利権 = 約 250,000m<sup>3</sup>  
(計) 約 370,000m<sup>3</sup>

他方、大阪府が現在、淀川水系において参画している水資源開発計画は

	(事業主体)	(取得水利権)
1) 丹生ダム	水資源開発公団	214,000m <sup>3</sup>
2) 大戸川ダム	国土交通省	35,000m <sup>3</sup>
3) 安威川ダム	大阪府	76,000m <sup>3</sup>
		(計) 325,000m <sup>3</sup>

つまり、大阪府がこの3つのダムから得る水利権よりも工業用水道の用途転用から得る水利権の方が多いのですから、大阪府はこれらの水資源開発計画への参画を即刻、見直すべきです。

※ 以上の事実を踏まえ、私達は先日、大阪府水道部に対して2つの質問書を提出しました。資料として添付しておりますので、こちらも御参照下さい。

→ (添付資料 p、15～17)

(なお、この質問書におきましては、「大阪府水道事業将来構想」(素案)が懇話会によって作成されたような表現となっておりますが、これは誤りで、正しくは大阪府水道部自らが作成した形となっております)

(以上)

### 臨海工業用水道企業団の水利権

# 府営水道に転用

## 大阪府 地方整備局と協議へ

大阪府は二〇〇三年度末に解散予定の大阪臨海工業用水道企業団の水利権を府営水道に転用する方針を固めた。同水道の安定供給などが目的で、企業団が持つ淀川水系の水利権約十五万立方メートル(一日給水量)のうち約十二万立方メートルを取得する。

今後、河川管理者の国土交通省近畿地方整備局と協議を進める。

企業団は府と大阪市が臨海工業地域の工業用水を供給する目的で設立したが、水需要の落ち込みを受け昨年夏、二〇〇三年度末に解散する方針が

決まった。

府によると、企業団が持つ水利権のうち、暫定水利権として国に返す約三万立方メートルを除く約十二万立方メートルを府営水道の水源に有効活用する。水利権の取得金額は約六十億円を予定する。

府は府営水道の水源として、淀川水系のダム開発を前提として淀川水系から新たに二十三万立方メートルの水源確保を計画している。工業用水の転用が認められれば、近畿地方整備局が進める同水系のダム見直し作業にも影響しそうだ。

# 大阪府水道事業将来構想

(素案)

平成14年12月

大阪府水道部

## 第3章 課題の整理と基本方向

### 第1節 明らかになってきた課題

大阪府は用水供給事業を行うことにより、府内水道の「製造・御問屋」として、単一料金で良質な水を安定的に供給しており、市町村の効率的な水道事業運営に寄与するとともに府民の公衆衛生の向上や産業発展に寄与してきた。

しかし、7次にわたる拡張事業を進めるなかで、次のような課題が明らかになってきた。

#### 1. 安定給水

##### (1) 水源の確保

###### ▶ 既存水源の有効活用

水源の確保は安定給水の基本であり、今後とも水需要の適切な把握に努め、所要の水源を効率的に確保する必要がある。

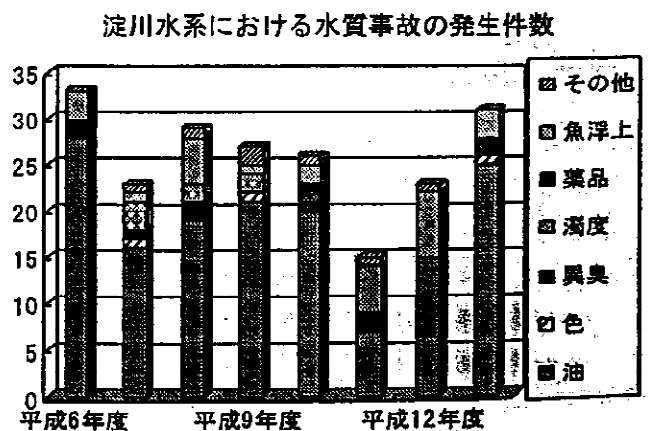
そのため、解散が予定されている大阪臨海工業用水道企業団の保有する水利権をはじめ、府営工業用水道の一部の水利権などについても府営水道への転用が図られるよう、国をはじめとする関係機関との協議を進めていく必要がある。

###### ▶ 単一水源

現在、府営水道は、府内北部を流れる淀川を唯一の水源としているため、南端の岬町へは、数カ所のポンプ場を経て約90kmの長距離送水となっている。

また、淀川に水質事故が起こった場合には、大阪府全体に影響が出るほか、送水過程で管路事故などが起これば、淀川から遠い地域ほど送水に支障が生じることになる。

さらに、近年の少雨傾向や雨量変動の増大により、単一水源では、濁水の影響も受けやすくなっている。



# 大阪府水道事業懇話会（第5回）

平成14年12月18日  
午前10時から正午  
プリムローズ大阪 鳳凰（西）

## ■ 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 将来構想（素案）について
  - (2) その他
3. 閉 会

## ■ 資 料

「大阪府水道事業将来構想（素案）」

# 平成15年度大阪府一般会計予算

(款) 11 繰 支 出 金

(項) 2 公 営 企 業 費

目	本 前 比	本 年 度 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 額		説 明		
			国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分		金 額	
3 水 道 事 業 費	6,525,900 4,655,200 1,870,700		0	5,001,000	0	1,524,900	(19)	1  府水道事業会計補助金	1,522,568	1,522,568千円
								(1) 水利事業割賦負担金利子相当分に対する補助金		1,497,346千円
							(24)	(2) 拠点給水設備整備費補助金	5,003,332	25,222千円
								2  府水道事業会計出資金		5,003,332千円
								(1) 広域化対策・高度浄水設備・水源開発施設整備事業に対する出資金		2,721,813千円
								(2) 大阪臨海工業用水道企業団保有水利権転用に対する出資金		2,281,519千円

※

# 平成15年度大阪府水道事業会計予算

## 支出

款	項	目	予定額 (千円)	備	考	
1 水道事業資本の支出	1 建設改良費	1 第7次拡張事業費	53,787,277	高度浄水施設工事等	* 琵琶湖開発事業割賦負担金、元金、 紀の川大堰建設事業、大阪臨海工業用 水道企業団保有水利権転用等 安威川ダム建設事業、	
		2 改良費	87,691,005	送水管路布設替工事等		
		3 負担金	5,860,000			
		4 委託金	13,862,982			
		5 有効利用事業費	15,136,173			
		6 建設利息及び諸取	2,166,033			
	2 企業債償還金	1 企業債償還金		94,395		
		3 基金組入金		571,422		
	3 基金組入金	1 企業債償還金		16,032,321		
		1 基金組入金		16,032,321		
	4 国庫返納金	1 基金組入金		53,951		
		1 国庫返納金		53,951		水道事業基金
			1 国庫返納金	10,000		
			1 国庫返納金	10,000		